

報告第5号

専決処分の報告（読谷まつりリハーサル時の負傷による損害賠償）について


地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。

令和5年5月26日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり読谷まつりリハーサル時の負傷による損害賠償の額を定めることについて専決処分とする。

- 1 相手方 
- 2 損害賠償額 264,930円
- 3 概要 別紙事故報告書のとおり

令和5年4月13日

読谷村長 石嶺 傳實

事故報告書

発 生 日 時	令和4年10月21日（金曜日） 20時頃
発 生 場 所	読谷村字座喜味2976番地 読谷村運動広場
状 況	<p>令和4年10月21日午後8時頃、読谷村運動広場において読谷まつりリハーサル参加後、帰宅の際足元が暗く芝生も繁茂していたため広場内の穴に気付かず、片足が穴に落ち転倒し地面に手を付いた際、左手首を負傷。後日、病院受診の結果、骨折と診断された。</p> <p>被害者とは調整の結果、令和5年4月13日賠償金支払いで示談。</p> <p>事故があった場所(読谷村運動広場)の状況としては事故後に埋め戻しを行うことにより改善されている。</p>

示談書

※甲、乙、両名の記名捺印がそろった日を西暦でお書きください。

2023 年 4 月 13 日

第一当事者 (甲)	氏名	読谷村長 石嶺 傳 實	印
	住所	沖縄 中頭郡 読谷村字座喜味2901番地	

第二当事者 (乙)	氏名	[Redacted]	印
	住所	沖縄 [Redacted]	

事故発生日時	2022 年 10 月 21 日 午前 8 時 00 分
--------	------------------------------

事故発生場所	沖縄 中頭郡 読谷村字座喜味2976番地
--------	----------------------

事故の原因 状況結果	上記時、場所に乙読谷まついのリハ-サル中運動広場内に穴が開いたため、保ちうる壁足元が陥く発生も警戒していたため片足が穴に落ち、壁に手を付き骨折と診断された。
---------------	--

示談の内容	甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として264,930円を支払う。なお、金264,930円は甲が保険契約に加入する損害保険ジャパン(株)から乙が指定する下記口座に支払う。本件示談の他、甲、乙間に一切の債権債務関係がないことを確認する。以下余白。
-------	--

指図払用